

市長が指定する禁止地域（鎌倉市屋外広告物条例第5条関係）

鎌倉市屋外広告物条例（令和3年12月条例第14号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する範囲は次のとおりです。

1 第5条第1項第1号の規定により市長が指定する地域

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地の周囲50メートル以内の地域（商業系地域（第5種地域）を除く）

（令和4年（2022年）3月2日 鎌倉市告示第315号）